

吹田市産後ケア（宿泊型）業務仕様書

1 利用者

吹田市内に居住する生後2か月未満の乳児及びその母親で、次のいずれにも該当する者のうち、吹田市が産後ケア（宿泊型）業務（以下「本業務」という。）の利用を適当と判断した者

- (1) 母親の体調不良や育児不安等がある者
- (2) 家族等から十分な援助が受けられない者
- (3) 母子ともに病院等への入院を要しない者

2 業務内容

- (1) 「吹田市産後ケア事業利用依頼書」に基づく、利用者への事前連絡（来所時間、利用希望、自己負担金及び必要な持ち物等の確認）
- (2) 利用者に（4）に定めるサービスの提供内容の説明及び実施同意の確認
- (3) 自己負担金の徴収と領収書の発行
- (4) 提供するサービス
 - ア 産後の母体管理及び生活面の指導
 - イ 乳房管理（乳房の手当及び乳房トラブルに関する相談等）
 - ウ 沐浴、授乳等の育児指導
 - エ スキンケアに関する相談
 - オ 発育・発達等の確認
 - カ 母親の精神的な支援
 - キ 母親の休養の保障
 - ク 家庭に戻ってからの育児や生活の仕方に関する相談及び指導
 - ケ その他必要な保健指導
- (5) 食事の提供（1泊2日の場合は5食。1泊追加ごとに3食。）
- (6) 利用者の利用終了後、「吹田市産後ケア事業実施報告書」を作成し、利用後7日以内に吹田市健康医療部保健センター（以下「保健センター」という。）へ提出
- (7) 業務委託料について、1か月分を取りまとめ、「吹田市産後ケア事業利用報告書」を作成し、翌月10日までに保健センターへ提出
- (8) 利用者からの問い合わせ対応
- (9) 利用者からの苦情対応
- (10) 吹田市が実施する本業務の実施に係る打合せ等への参加
- (11) 翌月の利用可能日及び利用可能人数について、前月20日までに保健センターに報告

(12) 保健センターと協議の上、利用者案内用のパンフレット、ちらし等の原稿の作成

3 実施時間

原則として利用開始日の午前10時から翌日の午後7時までとする。ただし、利用者の希望をふまえ、午前10時から翌日午後7時までの間であれば、入所及び退所時間については受託事業者（以下「事業者」という。）が変更できるものとする。

4 実施施設

- (1) 吹田市域内又は吹田市の隣接市域内で運営している、医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所又は助産所であること。病院又は診療所の場合、産科又は産婦人科を標榜していること。
- (2) 産後ケアに関する知識及び技術において、高い専門性を有し、類似の産後のショートステイやデイケア等について実績があること（助産師、保健師又は看護師の専門資格を有する者が、母乳育児相談や乳房手当を実施した実績とする。）又は分娩を取り扱っていること。
- (3) 入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室）を有すること。
- (4) 沐浴指導施設及び入浴施設を有すること。

5 人員配置

- (1) 責任者を配置すること。変更の場合は、すみやかに保健センターに報告すること。
- (2) 24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。ただし、本業務専任であることを要しない。
- (3) 必要に応じて、心理に関する知識を有する者及び育児に関する指導やサポート等を実施するにあたり必要な者を配置すること。

6 業務の円滑な実施

- (1) 本業務の実施にあたり必要となる、乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク及び母親の産褥パット、母乳パットは事業者が提供すること。ただし、利用者が提供を求めない場合はこの限りではない。
- (2) 保健センターから利用依頼書等を通じて提供する利用者のアレルギー情報等、利用者に関して配慮すべき事項について対応すること。アレルギー情報は、事前連絡等の際に事業者においても利用者を確認を行うこと。
- (3) 自院で出産した母子以外についても、利用者の受け入れを行うこと。
- (4) 利用依頼後は災害時等、正当な事由の無い限り、利用者の受け入れを拒否することはできない。
- (5) 利用者が病気等により入院を要すると認められる場合は、保健センターへ連絡し、

対応について指示を得ること。また、事案の発生が保健センターの閉庁日等の場合は、本業務を中止し、開庁日にすみやかに保健センターへ連絡し、対応について指示を得ること。

- (6) 事業者はキャンセルの取扱いについて、利用者に事前連絡等の際に説明を行うこと。
利用者から利用の変更又は中止の連絡が、利用日の前々日の午後5時まででない場合、事業者は利用者から自己負担金をキャンセル料として徴収することができる。
- (7) 利用者の自己負担金やキャンセル料の徴収は事業者の責任において行うものとし、徴収に要する経費等、負担の一切は事業者が負うものとする。

7 実施体制の整備

- (1) 事業者は、保健センターと連携・協力し、本業務を行うこと。
- (2) 助産所で本業務を実施する場合は、利用者の症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関との緊急時の対応について、あらかじめ文書で取り決めを行うこと。
- (3) 業務担当者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務担当者の健康管理に努めること。
- (4) 業務担当者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (5) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して、利用者及び業務担当者の安全確保に努めること。
- (6) 実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (7) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出、その他必要な訓練を実施すること。
- (8) 事故等の緊急事態に備え、契約後、速やかに本事業の実施に必要な損害保険等の保険に加入すること。
- (9) 責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。

8 帳票等の整備及び報告

- (1) 本業務の適正な実施を確保するため、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を整備するとともに実施施設に備え付け、事業終了から5年間保存しなければならない。

ア 委託契約書及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 人事労務関係書類

エ 利用者関係書類

オ その他必要書類

- (2) 事業者は本業務の実施にあたり提供を求められた事項についてすみやかに報告すること。

9 事故及び損害の責任

- (1) 本業務により生じた事故及び損害については、吹田市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたること。
- (2) 本業務により生じた事故等について、速やかに連絡し書面で保健センターへ報告すること。

10 個人情報の取扱いに関する事項

本業務に関して取扱う個人情報については、吹田市情報セキュリティポリシー等関係法令を遵守すること。

11 その他

この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、事業者と吹田市が協議し決定するものとする。